

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例(平成25年3月29日京都市条例第96号)

(都市計画局住宅室住宅管理課)

市営住宅のうち、改良住宅、特定公共賃貸住宅等についても、管理に著しい支障のない範囲内で、グループホームなどの社会福祉を目的とする事業に使用させることができることとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第 96 号

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例

京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「(改良住宅等及び特定公共賃貸住宅を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅管理課)